

平成 20 年 7 月 15 日

社会保障審議会障害者部会
部会長 潮谷 義子殿

日本発達障害ネットワーク
代表 田中 康雄

発達障害者支援施策について

この度、私ども、日本発達障害ネットワークにこうした形での意見を出させていただく機会を与えてくださいましたことに心よりの感謝を申し上げます。

1. 発達障害を障害者福祉サービスの対象として明文化し位置づけること

平成 17 年の発達障害者支援法の施行以降、発達障害に対する社会的認知が進み、発達障害のある人を対象とした支援体制整備が進められてきました。しかし、発達障害は、いまだ障害者福祉サービス体系のなかで明確に位置づけられていません。必要な支援が提供される根拠として、障害者福祉サービス体系を決める障害者自立支援法の法律の本文において、自閉症、ADHD、学習障害等の発達障害をサービスの対象者として明記することを最優先に要望します。

また、障害者自立支援法は、3障害を統合したものとして評価されていますが、全ての障害のある人を含んだものとはなっていません。発達障害をはじめ高次脳機能障害など狭間にある障害も含め、支援を必要とするすべての障害のある人が必要な支援を受けられるような制度とするよう強く要望します。このためには、障害のカテゴリー毎に区分した制度ではなく、手帳制度を含め障害福祉制度全体を、ノンカテゴリーで全ての障害を包み込む「総合福祉法」「総合的な福祉制度」に転換することが必要だと考えます。

2. 障害程度区分認定の見直しに関して

発達障害のある人への支援ニーズ評価の基礎となる障害程度区分認定に関して、現在の調査項目、判定基準は、支援の基本的な方針がないままに、異なる支援ニーズを評価しているため、一次判定・二次判定ともに非常に複雑で、整合性を欠くものとなっています。発達障害のある人の支援ニーズは、身体介護を基本とした調査項目、判定基準には馴染みません。すでに、専門家の障害程度区分の妥当性の評価結果(別添資料ご参照)からも明らかになったように、現状の調査項目、判定基準は明らか

に妥当性を欠くものとなっています。

発達障害のある人に適切な支援サービスを提供するためには、発達障害のある人に対応できる調査項目、判定基準の項目の設定と、運用における明確な方向付け、が必要不可欠と考えます。

現行の障害程度区分の改善提案としては、将来的には、生活困難度(適応状況)を質的および量的に評価できるような評価方法の導入が必要です。しかし、ともかく、現時点では、自閉症および広汎性発達障害、ADHD、学習障害等の発達障害の重症度評価を量的な視点も組み入れつつ、明確化していくことが望まれます。例えば、自閉症・広汎性発達障害では、PARSなど、すでに活用可能なアセスメント・ツールを採用するなど、発達障害のある人の支援ニーズを適切に把握する取り組みを行っていただくようお願いします。

3. 自立を支援する支援の枠組みの必要性

発達障害は脳機能の生来性の障害に起因するものであり、早期からの継続的支援を行うことで、よりよい自立への歩みを進めていくことができます。支援せずに放置しておく結果的に障害程度が重くなるといえます。障害程度区分が重度になるということは、当事者の自立を考える上で、決してあってはならないことであり、より前向きに、支援の効果や有効性の観点に立ち支援が提供されるべきです。

科学的根拠のある支援方法の調査研究に十分に取り組み、早期からの本人支援と家族支援に対して、サービスメニューを具体化し、質の高いサービスに相応の単価を付けていくことが当事者の自立につながる方向性の1つと考えます。特に発達障害のある子どもの場合、児童に対する支援サービスとして、例えば、社会的技能の向上を目指すスキル・トレーニングや、ペアレント・トレーニングなどの家族支援が必要となります。こうした支援サービスが障害児福祉サービスとして明確な枠組みのなかで提供できるように、必要な相談・支援事業を位置づけていただきたいと思います。

また、十分な支援を受ける機会を得られずに、すでに成人期になった発達障害のある人とその家族が、適切な支援サービスを利用できず、全国で生活困難な状況に置かれています。発達障害のある人の障害特性を理解し、成人期向けのスキル・トレーニングを開発し、地域生活支援のなかで実施することや、就労移行事業のなかでの中間的な目標設定を行っていくことで、より多くの人々が自立への歩みを進めることができると考えます。発達障害の成人向けの相談・支援事業の検討・実施を要望します。

就労支援においては、就労技術の向上だけでなく、社会的対人面での不安への対応といった心理的なケアも重要であり、ストレス・マネジメントなど、さらに細やかな就労支援の提供を要望します。

4. 支援が全国同じ水準で提供できるようになる必要性

現在、発達障害のある人への支援においては、地域間格差が顕著であり、同じ日本に生まれながら生まれ育つ地域によって支援の質と量において大きな差異が生じています。全国のどの地域においても同じような支援が提供できるようにするためには、支援サービス提供者が一定水準の専門性を有することが必要ですが、それが十分に保障されていません。支援ニーズの適切な把握方法や、有効な支援メニューについて、全国で均等に実施できるようにするための、実のある研修を拡充することを要望します。

その際、当事者団体が果たしている役割を正當に評価し、当事者のなかから早期の障害受容などに貢献できる人材の養成を支援することが望まれます。こうした当事者の参画を図っていくことは、当事者の生きがいを育み、人権保障にも繋がります。当事者団体が地域において機能できることで、地域の支援の質が向上することを施策的に位置づけることが、公的なサービスの質の向上にもつながると考えます。

以上

財団法人 こども未来財団
児童関連サービス調査研究等事業報告書

自閉症スペクトラム障害の支援ニーズ評価尺度作成に関する調査研究

平成17年度研究報告書

主任研究者： 栗田 広 (全国療育相談センター)

研究協力者： 安達 潤 (北海道教育大学)
市川 宏伸 (東京都立梅ヶ丘病院)
井上 雅彦 (兵庫教育大学)
内山登紀夫 (大妻女子大学)
神尾 陽子 (九州大学大学院人間環境学研究院)
杉山登志郎 (あいち小児保健医療総合センター)
辻井 正次 (中京大学)
行広 隆次 (京都学園大学)

障害程度区分106項目による広汎性発達障害評価の検討 専門家による106項目の評価結果

内山登紀夫¹⁾、行広 隆次²⁾、安達 潤³⁾、井上 雅彦⁴⁾、神尾 陽子⁵⁾、
栗田 広⁶⁾、杉山登志郎⁷⁾、辻井 正次⁸⁾、市川 宏伸⁹⁾

1)大妻女子大学、2)京都学園大学、3)北海道教育大学旭川校、4)兵庫教育大学、5)九州大学大学院人間環境学研究院、6)全国療育相談センター、7)あいち小児保健医療総合センター、8)中京大学社会学部、9)都立梅ヶ丘病院

I. はじめに

平成18年4月より障害者自立支援法が施行されることが決まった。本法において福祉サービスの支給を受けるには、利用申請を行い、介護給付、訓練等給付のいずれを希望する際にも市町村において障害程度の区分の一次判定が行われ、審査会における二次判定をへて、障害程度区分の認定がなされることになる。その後、勘案事項調査とサービス利用意向の聴取をへて支給が決定されるのが一連の流れである。したがって障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の介護ニーズ、訓練等のニーズを判定する指標が必要になる。

現在、客観的な指標に基づき介護の必要度を判定する尺度は、介護保険による要介護認定基準しか存在しない。現行の要介護認定基準は高齢者の加齢による介護ニーズを対象に、身体介護等の介護サービスの必要度を予測する指標として開発されたものである。これを身体障害者、知的障害者、精神障害者のいわゆる三障害に適用した先行研究において要介護認定基準を一部改変した障害程度区分判定のための106項目が設定され、この項目が三障害に適用できるかどうかを検討する試行事業が実施された。この106項目とは介護保険における要介護認定の認定調査項目（79項目）に、①多動やこだわりなど行動面に関する項目、②話がまとまらない、働きかけに応じず動かないでいるなど精神面に関する項目及び③調理や買い物ができるかどうかなど日常生活面に関する項目（27項目）を追加し、106項目としたものである。この106項目尺度を身体障害者、知的障害者、精神障害者計